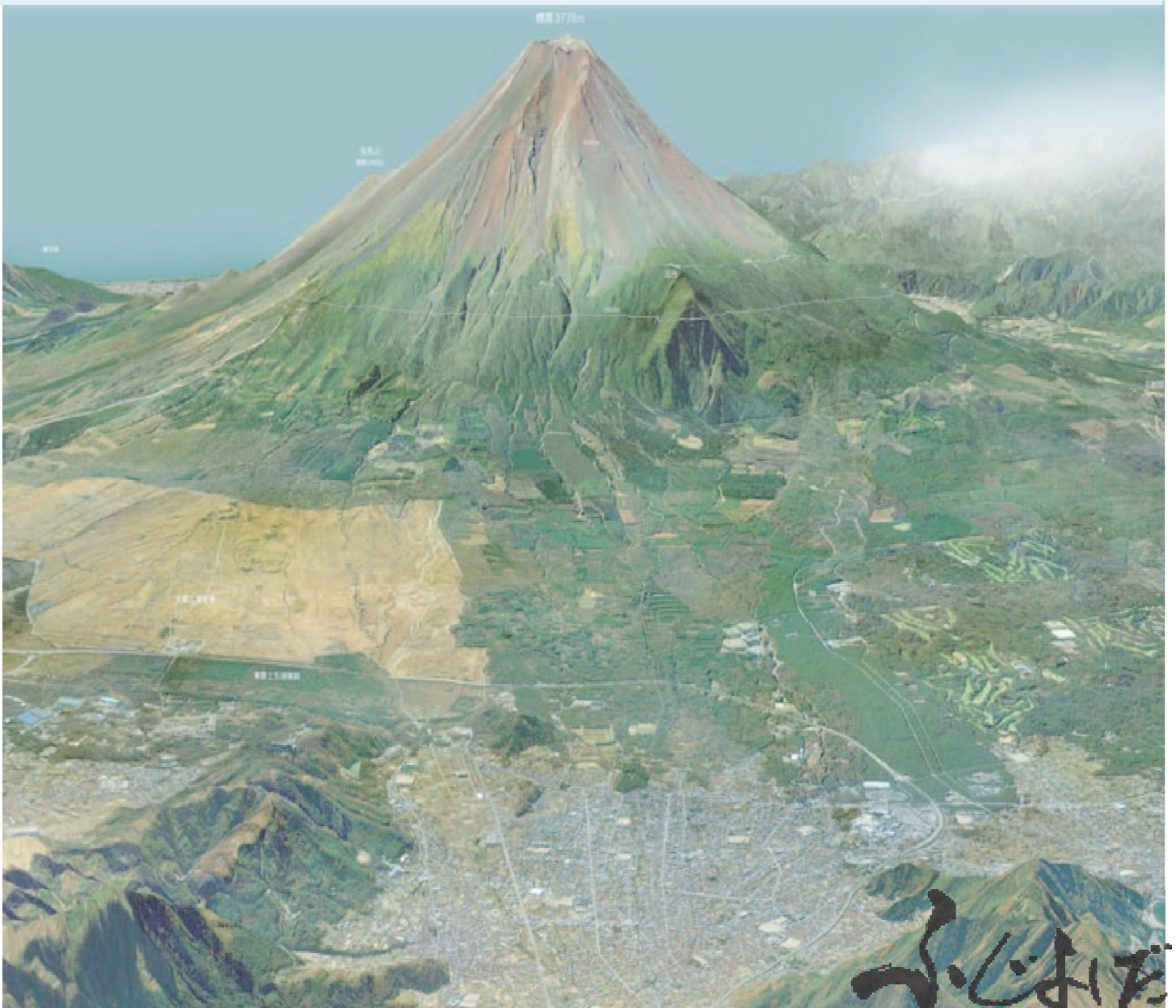


富士吉田市

勤労者共済会

GUIDEBOOK



各事業所 事務担当者様へ

共済会の事務手続きは、各事業所様の事務所を通じておこなうことになっています。

この「ガイドブック」は各手続きや、規約、規程等が記載されておりますので、

ご参照のうえ事務処理をお願い致します。

目 次

富士吉田市勤労者共済会のしくみ	2
富士吉田市勤労者共済会入会手続	4
富士吉田市勤労者共済会規約	6
提出書類	
* 入会申込書	9
* 申込者名簿	10
* 評議員(事業主・勤労者代表)推薦書	11
* 異動(加入・退会)報告書	12
* 変更届	13
* 退会届	14
* 会員証再交付申請書	15
* 会員証見本	16
融資あつせん事業	17
富士吉田市勤労者共済会融資あつせん事業実施規定	18
提出書類	
* 生活資金信用保証料補助金交付申請書	19
* 確認書	20
共済給付事業	21
富士吉田市勤労者共済会共済金給付規程	22
共済金(祝金)認定基準	23
共済事由及び共済金額	24
共済事由ごと添付証明書	25
提出書類	
* 共済金請求書	27
* 慶弔共済事由発生証明書	28
* 共済事由(祝金)発生証明書	29
福利厚生事業	30
提出書類	
* 旅行宿泊補助金請求書	31
* 旅行宿泊補助金請求者名簿	32
* 健康診断受診料補助金請求書	33
富士吉田市勤労者共済会給付金認定基準	34
労働基準法施行規則	42
富士吉田市勤労者共済会個人情報保護規程	46

富士吉田市勤労者共済会のしくみ

1 入会資格

富士吉田市に所在する常用従業員がおおむね300人以下の事業所に勤務する勤労者及びその事業主。加入する場合は、事業所の全従業員(富士吉田市以外に住所を有するものも可)が加入しなければなりません。

2 入会方法

共済会事務局に申込書を提出し、入会金及び会費を納めていただきます。

3 入会金・会費

入会金 500円(1人) 会費(月額) 500円(1人)

入会金は原則として事業主負担、会費は事業主・従業員が各1/2を負担します。ただし事業主が負担した入会金及び会費は、税法上損金または必要経費として処理できます。

4 事業内容

(1) 共済給付事業

共済会が一括して全労済に会費500円の中から270円を再共済いたします。共済事由が発生した場合は、別に定める給付が受けられます。ただし下記の条件を除く。

- ① 71才以上の会員については、団体生命共済への加入はできません。
 - ② 加入当時病氣中の会員が、加入時の病氣が原因で「死亡」又は「重度障害」となっても、加入して2年を経過するまでは団体生命共済の支払対象としません。
- ※ 共済給付に関する効力は、入会した日の翌月1日午前0時より発生いたします。

(2) 融資斡旋事業

労働金庫・労働者信用基金協会と提携

- ① 融資の斡旋を致します(住宅・教育・生活資金等)
- ② 生活資金借入れに伴う信用保証料の補助(保証料の1/2以内、かつ10,000円限度)

(3) 福利厚生事業

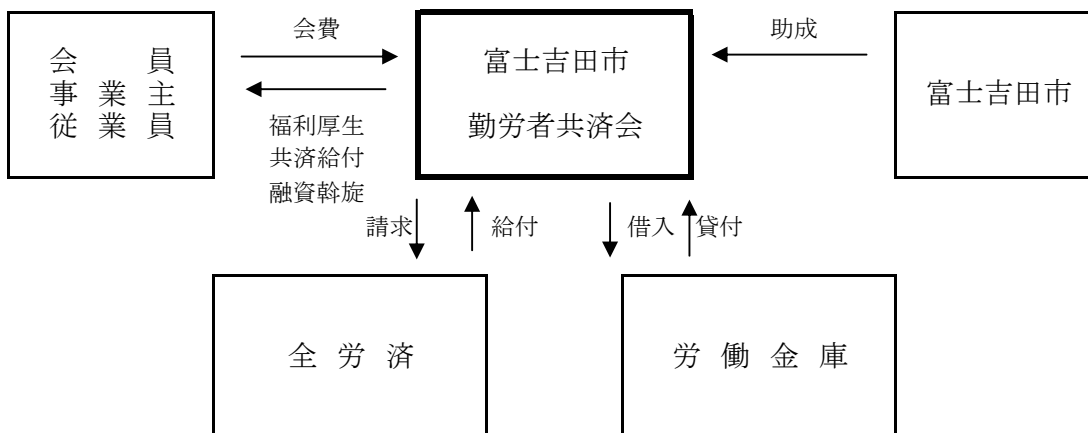
会員とその家族の皆さんの健康的な余暇利用と会員相互の親睦交流をはかる為、ご意見、ご要望を取り入れて、レクリエーション等皆さんに喜ばれる催しを実施します。

- ① 旅行宿泊補助
- ② 健康診断受診料補助
- ③ レクリエーション事業 (日帰りバスツアー・ボーリング大会等)
- ④ 文化教養事業 (テーブルマナー教室等)
- ⑤ 割引事業 (全労済ネット等による、全国11,000スポット割引)

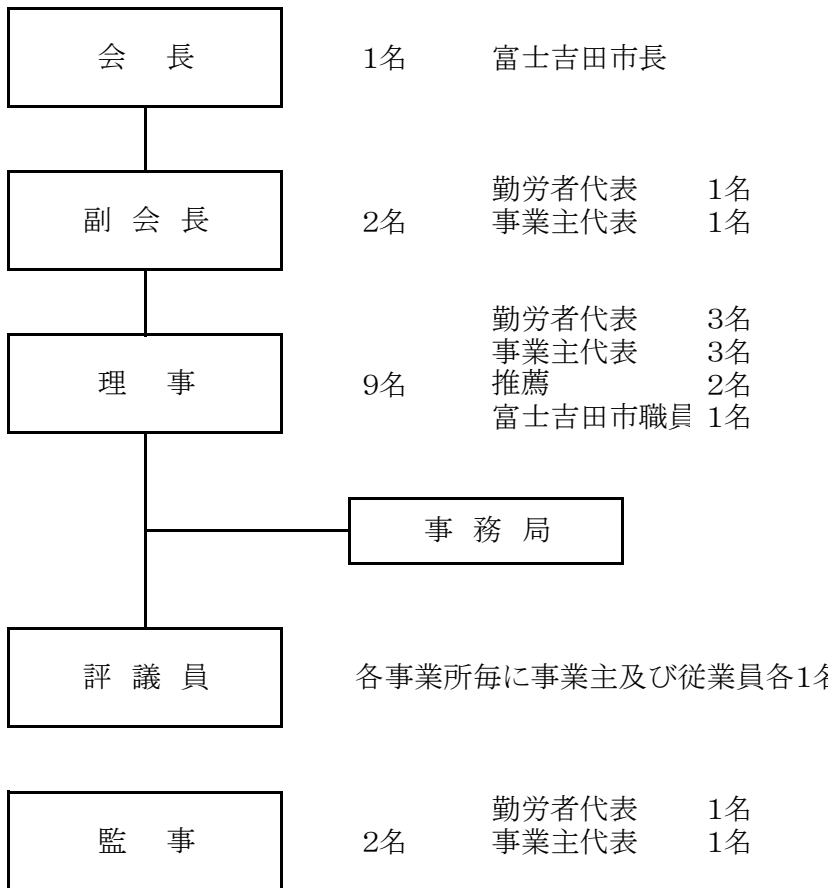
5 共済会事務局

富士吉田市役所内に事務局をおきます。

6 役割分担



7 共済会役員構成



富士吉田市勤労者共済会入会手続

1 入会できる方

富士吉田市の中小企業に勤務する従業員(役員、家族専従を含む)とその事業主です。尚、次のいずれかに該当する方は入会することができません。

- (1) 期間を定めて雇用されている方
- (2) 試用期間中の方
- (3) 臨時・パートタイマーの方

※ ただし(3)に該当する方で、週の所定労働時間が22時間以上である者、及び反復継続して就労する方は入会することができます。

2 入会の申し込み

随時受け付けております。申し込みは従業員の方々を対象とし事業所単位で行って下さい。ただし事業所が複数ある場合は、主たる事業所一括にての申し込みとなります。次の書類に必要事項を記入し、勤労者共済会事務局に提出して下さい。

- (1) 入会申込書
- (2) 申込者名簿
- (3) 評議員(事業主・勤労者代表)推薦書
- (4) 預金口座振替依頼書 (山梨中央銀行所定用紙)

3 入会承諾

会長が入会を承諾しますと会員証を事業所宛にお送りします。

4 会員資格の発生

会員資格は、会長が入会を承諾した月の翌月1日午前0時より発生いたします。

5 入会金・月会費

入会金は会員1人につき500円です。事業主の全額負担となります。入会時に1度だけ事業主に負担していただきます。月会費は会員1人につき500円です。事業主、従業員各1/2づつの負担となります。

※ 会員が年1～2回何らかの事業を利用するか、給付を受ければ会費以上のメリットがあります。

6 入会金・月会費の納入

- (1) 会費の納入は事業所が一括して行っていただきます。
- (2) 初回入会時は必要金額を納入していただきます。
- (3) 2回目以降は4月、7月、10月、翌年1月に3ヶ月分前納とし、納入していただきます。

7 会費の滞納

会費を滞納した場合、滞納起算日から受けることの受益をすべて停止します。また理由無く会費を3ヶ月以上滞納した場合は会員資格を失います。

8 入会時に必要な金額図(1名分): 加入月別会費表

入会手続日	資格発生日	入会手続時必要金額			
		入会金	月会費	@500円	合計
3月1日～3月末日	4月1日	500	4/5/6月分	1,500	2,000
4月1日～4月末日	5月1日	500	5/6月分	1,000	1,500
5月1日～5月末日	6月1日	500	6月分	500	1,000
6月1日～6月末日	7月1日	500	7/8/9月分	1,500	2,000
7月1日～7月末日	8月1日	500	8/9月分	1,000	1,500
8月1日～8月末日	9月1日	500	9月分	500	1,000
9月1日～9月末日	10月1日	500	10/11/12月分	1,500	2,000
10月1日～10月末日	11月1日	500	11/12月分	1,000	1,500
11月1日～11月末日	12月1日	500	12月分	500	1,000
12月1日～12月末日	1月1日	500	1/2/3月分	1,500	2,000
1月1日～1月末日	2月1日	500	2/3月分	1,000	1,500
2月1日～2月末日	3月1日	500	3月分	500	1,000

※ 入会時に必要な金額は入会月によって異なります。月会費は前納制で、入会時に必要分納めていただきます。

9 追加入会の手続

採用等で新たに会員を追加しようとする場合、毎月末日までに次の書類に必要事項を記入し事務局に提出して下さい。

(1) 異動(加入・退会)報告書

※ 入会金・会費については会費納入月に一括して納めていただきます。

10 退会の手続

会員の退職、死亡等による退会手続きは、次の書類に必要事項を記入し会員証を添えて事務局に提出して下さい。

(1) 異動(加入・退会)報告書

事業所すべての退会手続きは次の書類に必要事項を記入し会員証を添えて事務局に提出して下さい。

(1) 退会届

※ 前納している会費のうち、資格の喪失した日の属する月の翌月以降についてご返金致します。

11 登録事項の変更

事業所・会員に関する事項に変更があったときは、すみやかに次の書類に必要事項を記入し事務局に提出して下さい。

(1) 変更届

12 除名

会員又は事業主が次の事由に該当したときは、その会員を除名することがあります。

(1) 本会の事業の執行を妨げる行為をしたとき。

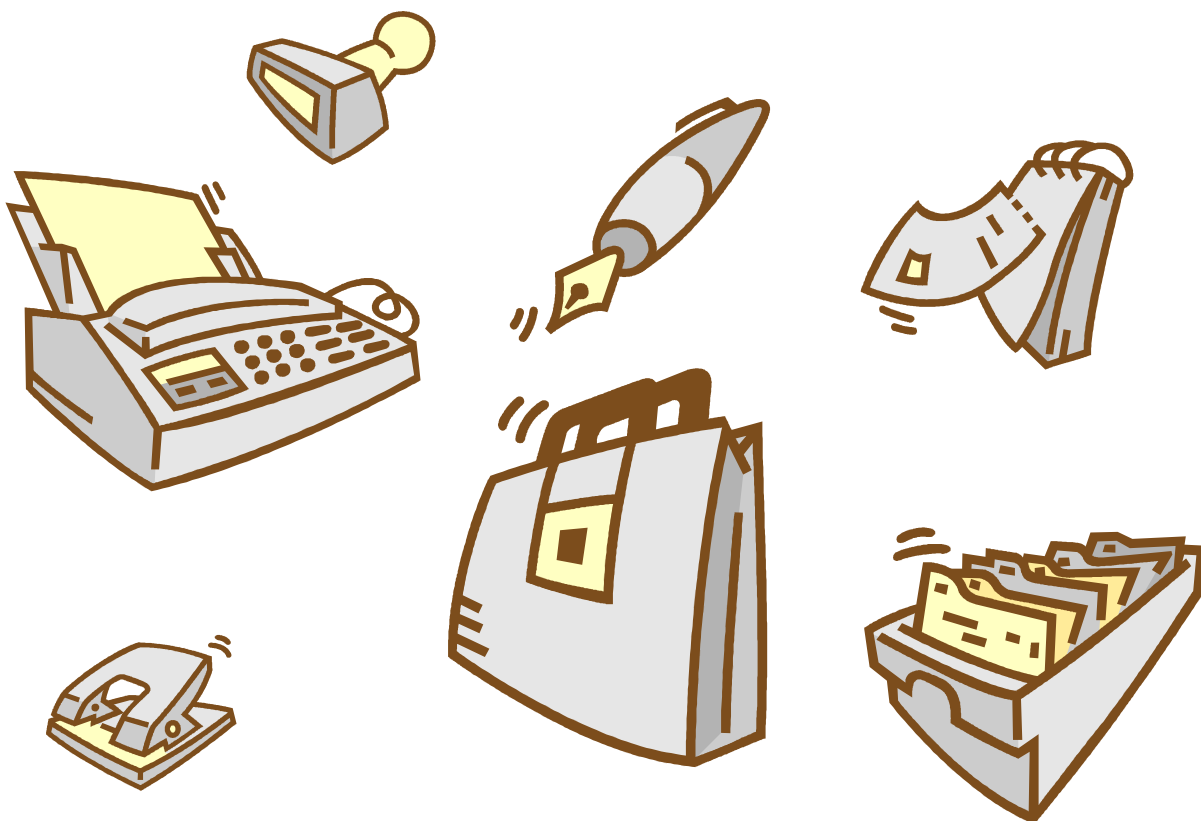
(2) 本会の事業、その他について虚偽の申請をしたとき。

(3) 本会の規約に違反、又は本会の信用を失わせる行為をしたとき。

13 会員証の再交付

会員証の紛失、破損又は汚損したときは、すみやかに次の書類に必要事項を記入し事務局に提出して下さい。尚、再発行には実費がかかります。

(1) 会員証再交付申請書



富士吉田市勤労者共済会規約

(目的)

第1条 本会は富士吉田市内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主の福利厚生をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 前条の中小企業とは常用従業員が概ね300人以下の事業所をさす。

(名称・所在地)

第3条 本会は「富士吉田市勤労者共済会」と称し、事業所を富士吉田市役所内におく。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するための事業を行なう。
1 会員相互による共済事業
2 生活資金の融資あっせん事業・信用保証料補助事業
3 会員相互の親睦と交流に関する事業
4 その他

(会員)

第5条 会員は富士吉田市の中小企業に勤務する勤労者及び事業主とする。またパートターマーも加入できるものとする。ただし一週の所定労働時間が22時間以上であるもの及び、反復継続して就労するものに限る。

(入会金及び会費)

第6条 本会の会員になろうとするものは、1人につき500円の入会金及び月額500円の会費を負担するものとする。
2 入会金は原則として事業主が負担し、会費は事業主が1/2、従業員が1/2を負担するものとする。
3 納入済みの入会金については返還しない。
4 納入済みの会費の内、退会手続きをした翌月分以降の会費は返還するものとする。

(資格の喪失)

第7条 次の各号に該当する場合は、会員たる資格を喪失する。
1 退職したとき。
2 会費を3ヶ月以上滞納したとき。

(入会、退会、異動)

第8条 本会に入会しようとする事業所は、所定の様式による申込書を提出した月に入会金及び会費を納入しなければならない。ただし入会金は入会時に納入するものとし、追加(採用)の場合も同様とする。
2 会員の資格は入会の手続きが完了した日の属する月の翌月1日午前0時から発生する。
3 本会を退会しようとする会員は、異動(加入・退会)報告書を提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当したときは、理事会の決定により除名することができる。
1 本会の事業を妨げる行為をしたとき。
2 貸与及び共済事業の適用について、虚偽の申請をしたとき。
3 本会の規約に違反、又は信用を失わしめるような行為をしたとき。

(機関)

第10条 本会に次の機関をおく。
1 評議員会
2 理事会

(評議員会)

第11条 評議員会は事業所毎に勤労者及び事業主の各1名をもって構成する。
2 評議員会は原則として毎月4月に会長が召集する。ただし必要な場合は随時開催することができる。
3 評議員会は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。会の議長はその都度評議員の中から選出する。

(評議員会の議決事項)

第12条 評議員会は次にかかげる事項を議決する。

- 1 規約の制定、及び改廃
- 2 事業計画の策定
- 3 予算、決算の認定
- 4 その他本会の事業遂行上必要な事項

(事業計画及び予算)

第13条 本会の事業計画及び予算等は、会長が作成し評議員会の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において評議員会の承認を得るまでの間は、前事業年度に準じて予算を執行することができる。
- 3 前項の規程により、予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 会長は第1項の事業計画又は予算等を変更しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。ただし軽易な変更についてはこの限りではない。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、評議員会の議決の範囲内において事業を計画運営する。本会の議長は会長が行なう。

- 2 理事会は構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第15条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 理事 9名 (うち1名を総務理事とする)
- 4 監事 2名

(会長、副会長)

第16条 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

- 2 会長は会を代表し会の業務を掌握する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 総務理事は市の職員とし、本会の事務を総括する。

(理事)

第17条 理事は次の各号に定める区分により、評議員会で選出する。ただし任期途中で補欠理事の選出及び理事の変更については、理事会で承認できるものとする。

- 1 勤労者代表 4名
- 2 事業主代表 4名
- 3 推薦理事 2名 (労使の推薦により、評議員会又は理事会で認めたもの)
- 4 富士吉田市長
- 5 勤労者共済会担当部長

(監事)

第18条 監事は勤労者代表1名、事業主代表1名を評議員会で選出する。

(任期)

第19条 評議員及び役員の任期は2年とし、再選は妨げない。補欠の評議員及び役員の任期は前任者の残任期間とする。

(共済給付及び融資あっせん)

第20条 第4条第1項、第2項に定める共済及び融資あっせん事業・信用保証料補助事業については、別に定める要項による。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第22条 本会の経費は会費、入会金、補助金その他の収入をもってあてる。

(事務局)

第23条 本会に事務局をおき、必要な職員は会長が任命する。

(解散及び残余財産の処分)

第24条 本会の解散は、評議員会において評議員総数の3/4以上の同意を得なければならない。

2 解散時に有する財産は、評議員会において評議員総数の3/4以上の同意を得て、類似の目的を有する他の団体又は市に寄与するものとする。

(委任)

第25条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に会長が定める。

附則 この規約は平成8年10月1日から施行する。